

食品等事業者の皆さまへ

新たにふぐ処理施設を営業する場合は 登録を受ける必要があります

■登録要件

- ① 次のいずれかの許可を受けていること
 - ・飲食店営業
 - ・魚介類販売業
 - ・水産製品製造業
 - ・複合型そうざい製造業
 - ・複合型冷凍食品製造業
- ② ふぐ処理を行う施設の施設基準を満たしていること
 - ・有毒部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること
 - ・ふぐの処理をするための専用の器具を備えること
 - ・ふぐを凍結する場合にあっては、 -18°C 以下で急速に凍結できる冷凍設備を有すること
- ③ 福山市のふぐ処理者免許を受けた者(2024年(令和6年)3月31日までは既存ふぐ処理者でも可)に従事させること

■提出書類

- ① ふぐ処理施設登録申請書
- ② ふぐ処理施設登録申請書に記載したふぐ処理者の免許証の写し

■手数料 かかりません

■申請先 福山市保健所生活衛生課

※2022年(令和4年)4月1日時点でフグ処理施設の届出を行っている場合は、お持ちの営業許可の有効期間までは手続きは不要です。

【問合せ先】福山市保健所生活衛生課 電話:084-928-1165
〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号

2022年4月1日作成